

働き方改革相談会

～ ぎふ働き方改革推進支援センター専門相談員にご相談ください ～

働き方改革関連法が2019年4月からスタートし、年次有給休暇の取得促進が施行されました。制度未対応や違反には罰則が設けられています。中小企業でも2020年4月から時間外労働の上限規制が施行され、2021年4月からは同一労働同一賃金が施行されます。

就業規則の改定や運営管理方法など、各企業の課題解決に向けた相談会を是非ご利用ください。

■雇用調整助成金の特例措置等※が2月まで延長されました！

※雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

秘密厳守・相談料無料

【開催日時】		
1月19日(火)	13:00～16:00	相談時間は1時間程度です。
2月15日(月)		
3月16日(火)		

【場 所】 羽島商工会議所

【相談員】 ぎふ働き方改革推進支援センター専門相談員・特定社会保険労務士 近藤義博氏

【相談料】 無 料 【秘密厳守】

【要予約】 前週金曜日までに下記へお電話にて予約時間と簡単な相談内容をお知らせください。

お問合せ・予約先

〒501-6241 羽島市竹鼻町2635番地

羽島商工会議所 中小企業相談所

TEL 058-392-9664 FAX 058-392-6708 e-mail: info@hashima-cci.or.jp

※お知らせいただいた個人情報は、本相談会に関する事務連絡以外には使用いたしません。

令和2年12月10日羽島商工会議所